

2024年度  
事業計画

奉仕の精神・感謝の心

基本目標を達成するための理念とします  
地域福祉の拠点となることを目指します

社会福祉法人 愛泉会

法人事務局 栃木県日光市高德619-3 特別養護老人ホームきぬ川苑内

TEL 0288-70-3110 FAX 0288-70-3112

## I 法人運営の基本方針（3 か年）

2025年度には団塊の世代が75歳を迎える。介護者の高齢化およびヤングケアラーに対する支援の課題が表面化しており、福祉に対するニーズの多様化が進み普遍的なサービスの提供が求められる。

2024年度は介護保険法が抜本的に改正される。職員への処遇改善にかかわる報酬改定が行われたのと同時に適切なサービスの提供、利用者の権利擁護、透明性のある法人運営が明記された。

愛泉会は地域福祉の拠点となるために、サービスの質の向上、人材育成、公益的事業を展開し地域共生社会の実現に向け活動していくものとする。

1. 入居者を地域に住む住民とし、通所サービス、短期入居サービスとの共有を図り地域に開かれた法人の在り方を考え実践していく。
2. 社会が福祉の必要性を実感している。法令順守を実践し、さらなる質の向上を目指し、選ばれる福祉の提供ができるように、各種委員会活動の強化及び人の権利を尊重する意識を高める。
3. 日本各地で災害が発生し、甚大な被害が社会生活に大きな影響を及ぼしている。2021年度の介護保険法改正により、業務継続計画（BCP）の策定が義務付けられている。利用者の安全を最優先としながら、地域の防災・減災の一助も担っていく。

### 今年度の目標

1. 愛泉会のサービスを一体的に提供することを主眼に、人事異動を行った。これまでの慣例を見直し、新たな愛泉会の一步を踏み出す仕組みを作っていく。
2. 職員の処遇の向上、サービスの質の向上、職員定着率の向上を主眼に、就業規則及び給与規定の抜本改定を行い、愛泉会に関わる人が将来を描けるような仕組みを作っていく。
3. 愛泉会の提供するサービスが全て再開した。地域福祉の向上及び充実に重要な役割を担うことから、収益性を高め、経営改善の道筋を作ることを主眼に、人からさらなる信頼が得られるような仕組みを作っていく。

## II 特別養護老人ホームきぬ川苑（広域型）

利用定員 50 名

1. 利用者が自分らしい生活を送れるように権利擁護及び法令を遵守する。
2. 利用者主体の福祉を提供するため、自己決定を原則とする。
3. 法定研修及び専門研修を開催し、福祉の実践に必要な基本的な知識を浸透させる。
4. 新たな社会参加をするために、地域とつながれる活動が実施できるように支援する。
5. 入居者一人ひとりの思いや可能性に目を向けて、自立支援に向けた視点を養う。

## III 特別養護老人ホームきぬ川苑（地域型）

利用定員 20 名

1. 利用者が自分らしい生活を送れるように権利擁護及び法令を遵守する。
2. 利用者主体の福祉を提供するため、自己決定を原則とする。
3. 法定研修及び専門研修を開催し、福祉の実践に必要な基本的な知識を浸透させる。
4. 新たな社会参加をするために、地域とつながれる活動が実施できるように支援する。
5. ユニットケアを安定的に提供するため、リーダー研修及び管理者研修受講を推進する。

## IV ショートステイきぬ川苑（短期入所生活介護）

利用定員 10 名

1. 利用者が自分らしい生活を送れるように権利擁護及び法令を遵守する。
2. 介護者の負担軽減を補完する目的意識を持った福祉の提供をする。
3. 稼働率の向上を図り、収益性を高め、経営の安定化を図る。
4. 法定研修及び専門研修を開催し、福祉の実践に必要な基本的な知識を浸透させる。
5. 新たな社会参加をするために、地域とつながれる活動が実施できるように支援する。

## V デイサービスセンター愛泉（通所介護）

利用定員 10 名

1. 愛泉会の福祉サービスの窓口となることを意識し、事業所間の情報共有を実践する。
2. 地域からの信頼を回復するため、広報活動を基に、活動状況を開示する。
3. 稼働率の向上を図り、収益性を高め、経営の安定化を図る。
4. 法定研修及び専門研修を開催し、福祉の実践に必要な基本的な知識を浸透させる。
5. 自宅での生活が続けられるように、利用者が選べる機能訓練及び活動を提供する。

## VI ケアプランセンター愛泉（居宅介護支援）

1. 法定研修及び専門研修を開催し、福祉の実践に必要な基本的な知識を浸透させる。
2. 利用者が可能な限り自宅で生活できるように、在宅サービス事業者と連携を図る。
3. 利用者の生活環境を把握し、利用者及び家族の思いを尊重した支援を提供する。

## VIIヘルパーセンター愛泉（訪問介護）

1. 法定研修及び専門研修を開催し、福祉の実践に必要な基本的な知識を浸透させる。
2. 利用者の住む家庭を中心に、住み慣れた自宅での生活を続けられる支援を提供する。
3. 住み慣れた地域で安心して生活できるように在宅サービス事業者と連携を図る。

## VIII委員会活動及び会議

1. 職員会議（毎月第3水曜日）  
意思決定をする会議、提案をする会議、コミュニケーションをする会議とする。
2. 入退所検討委員会（随時開催）必置  
申込者の入居の可否判断及び入居の優先順位、入居者の在宅生活を適切に支援する。
3. 給食委員会（適宜開催）  
献立に関する意見交換、利用者のアセスメント評価、衛生管理の取り決めをする。
4. レクリエーション委員会（年間・月間・日常開催）  
認知機能、身体機能の維持向上、心身のストレス解消ができる内容の検討をする。
5. 事故防止委員会（毎月第 水曜日及び随時開催）必置  
ヒヤリハット・事故報告書を基に原因、傾向の分析、集計し再発防止を検討する。
6. 身体拘束及び虐待防止委員会（3月に1回及び随時開催）必置  
身体拘束及び虐待防止指針を基に現状の把握、改善及び職員の知識向上を協議する。
7. 褥瘡（床ずれ）対策委員会  
褥瘡リスクの把握及び早期対応、防止策の検討及び職員の知識向上を協議する。
8. 感染症対策委員会（1月に1回第2水曜日及び随時開催）必置  
感染症の発生及び拡大の防止、社会情勢の把握及び職員の知識向上を協議する。
9. 安全衛生委員会（毎月第3水曜日）必置  
職員の危険防止、健康被害防止、健康保持増進のための対策を協議する。
10. 排泄委員会（適宜）  
利用者に排泄に関する適切な支援の提供及び職員の知識向上を協議する。

- 1 1. 看取介護検討委員会（適宜）必置  
入居者が安心して最後まで過ごせる環境を整えるため、その人らしい生活を検討する。
- 1 2. 苦情処理委員会（随時）必置  
苦情を受付、調査や指導を行い、適切な処理をもってサービスの質向上を協議する。
- 1 3. 防災対策委員会（随時）必置  
災害時に適切な対応を行うため利用者及び地域住民の安全確保避難支援を協議する。
- 1 4. 安全対策委員会（随時） 安全対策担当者必置  
事故防止のための指針及びマニュアルの作成、見直しを行い職員研修の実施をする。
- 1 5. 広報委員会（適宜）  
広報誌「あいせん」の作成及び発行。ホームページの更新及び SNS の発信を行う。
- 1 6. 研修推進委員会（毎月第 3 水曜日）  
年間計画の検討、作成、実施、評価を行う。法定研修（11 項目）の実施をする。
- 1 7. 運営推進会議（地域型特養 2 月 1 回、通所介護 6 月に 1 回）必置  
提供しているサービスの内容を地域に開示し、サービスの質の確保を目的とする。
- 1 8. 生産性向上委員会（2027 年度経過措置） 必置  
職員の役割分担、介護助手の活用、科学技術を有効活用し職員の負担軽減を目指す。
- 1 9. 口腔衛生管理計画委員会（年 2 回） 必置  
歯科医師等の指導、介護職員に口腔衛生の管理に係る技術的助言指導を受ける。
- 2 0. 協力医療機関連携会議（年 1 回）必置  
緊急時の対応の確認と入院した際の病状の軽快後に再入居できる仕組みの構築。